

岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

下線部が改正部分

(新)	(旧)
岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付要綱 (略) <u>(履行確認)</u> <u>第11条 知事は、実績報告書（事業完了報告書）、現地確認又は聴取確認（電話確認）により事業終了後速やかに履行の確認を行う。</u> <u>2 現地確認を行うときは、あらかじめ、補助事業者に、確認の日時、確認の場所、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。</u> (補助金の交付時期等) 第<u>12</u>条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。 2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第4号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。 (消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等) 第<u>13</u>条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税	岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付要綱 (略) (補助金の交付時期等) 第<u>11</u>条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。 2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第4号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。 (消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等) 第<u>12</u>条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税

(以下「消費税等」という。)の申告により補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により、当該確定額を速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税等の申告を行っているときは、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をしなければならない。

3 知事は、第1項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(暴力団の排除)

第14条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けたものが第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 知事は、補助事業者が規則第21条の知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、交付した補助金の全部又は

(以下「消費税等」という。)の申告により補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により、当該確定額を速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税等の申告を行っているときは、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をしなければならない。

3 知事は、第1項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けたものが第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 知事は、補助事業者が規則第21条の知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、交付した補助金の全部又は

一部に相当する金額を県に納付させることができる。

- 2 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価額又は効用の増加した価額が10万円以上の機械及び器具とする。
- 3 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間とする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第16条 規則第22条の知事が定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後15年間とする。

- 2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項の期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（当該者がいない場合にあっては、知事）に規則第22条に規定する書類、帳簿等を引き継がなければならない。

附 則（平成28年12月7日医福第544号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月19日医福第832号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和7年3月12日医福第1025号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

一部に相当する金額を県に納付させることができる。

- 2 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価額又は効用の増加した価額が10万円以上の機械及び器具とする。
- 3 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間とする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第15条 規則第22条の知事が定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後15年間とする。

- 2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項の期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（当該者がいない場合にあっては、知事）に規則第22条に規定する書類、帳簿等を引き継がなければならない。

附 則（平成28年12月7日医福第544号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月19日医福第832号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。